

<p>地域 項目</p>	<p>豊中市 (基準等は「豊中市土地利用の調整に関する条例」の一部に規定)以下、同条例のうち、開発行為等における対象行為、手続、基準等も概要を示す。(詳しくは豊中市HPの掲載情報を活用ください)</p>
<p>適用範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法(以下、法)第29条第1項の規定による許可を要する開発行為(法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。) ●第29条第1項第3号から第8号までに掲げる開発行為であって、その規模が500㎡以上であるもの ●開発行為以外の土地区画形質の変更(農地の変更(農地等の用に供する目的で行うものを除く。))であって、その規模が500㎡以上であるもの ●500㎡以上の土地において行われる建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を除く。)の規定による確認を要する行為(土地の区画変質の変更を伴うものを除く。)又は同法第18条第2項(同法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を除く。)の規定による通知を要する行為(土地の区画形質の変更を伴うものを除く。)
<p>手続等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市長との協議 ●市長との事前相談 ●協議内容の確認事項の通知 ●工事完了の届出 ●開発行為等適合通知
<p>開発行為等に関する主な基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路の整備に関する事項 ●排水施設の設置及び整備に関する事項 ●公園、緑地、広場の整備に関する事項 ●消防水利の整備及び消防活動空地の確保に関する事項 ●上水道の整備に関する事項 ●環境に関する事項 ●廃棄物等の保管場所等に関する事項 ●その他、市長が必要と認める事項 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積の最低限度に関する事項 ・自動車駐車場の設置に関する事項 ・自転車駐車場の設置に関する事項